

千葉県報

定例
令和6年6月25日

主要目次

○ プレジャーボートの保管に関する告示（二件）

公告

○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）

○ 宅地建物取引業法に基づく処分

告示

示

千葉県告示第三百五十六号

千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十四年千葉県条例第四十一号）第十二条第一項の規定により保管したプレジャーボートの所有者等の氏名又は名称及び住所を知ることができないので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。
なお、関係者は、葛南港湾事務所において保管プレジャーボート台帳を閲覧することができる。

令和六年六月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 プレジャーボートの長さ及び幅

1 長さ

六・五メートル

2 幅

二・四メートル

二 プレジャーボートが放置されていた場所

平成二十年千葉県告示第七十八号（千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づく重点適正化区域の指定）で指定した日の出船だまり重点適正化区域内

内

三 プレジャーボートを移動した年月日

令和六年三月二十八日

四 プレジャーボートの保管を開始した日時

令和六年三月二十八日午前十時

五 プレジャーボートを保管している場所

船橋市湊町一丁目（船溜東物揚場）

六 所有者等が負担すべき移動及び保管の費用の額

1 移動の費用の額

八万八千四百十円

2 一日当たりの保管の費用の額

五千二百七十円（保管を開始した日の翌日から起算して三十日を超える日以後の期間にあつては、七百元）

七 その他プレジャーボートを返還するために必要な事項

プレジャーボートの返還を申請する者は、氏名又は名称及び住所を証するため必要な書類並びに印鑑を持参の上、葛南港湾事務所まで来所すること。

千葉県告示第三百五十七号

千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十四年千葉県条例第四十一号）第十二条第一項の規定により保管したプレジャーボートの所有者等の氏名又は名称及び住所を知ることができないので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。
なお、関係者は、葛南港湾事務所において保管プレジャーボート台帳を閲覧することができる。

令和六年六月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 プレジャーボートの長さ及び幅

1 長さ

七・〇メートル

2 幅

二・二五メートル

二 プレジャーボートが放置されていた場所

平成二十年千葉県告示第七十九号（千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づく重点適正化区域の指定）で指定した日の出水路重点適正化区域内

三 プレジャーボートを移動した年月日

令和六年三月二十八日

四 プレジャーボートの保管を開始した日時

令和六年三月二十八日午前十時

五 プレジャーボートを保管している場所

船橋市日の出一丁目二番地先（船橋ボートパーク）

六 所有者等が負担すべき移動及び保管の費用の額

1 移動の費用の額

八万八千四百十円

2 一日当たりの保管の費用の額

八万八千四百十円

五千八百八十円(保管を開始した日の翌日から起算して三十日を超える日以後の期間にあつては、七百八十円)

七 その他プレジャーボートを返還するために必要な事項
プレジャーボートの返還を申請する者は、氏名又は名称及び住所を証するため必要な書類並びに印鑑を持参の上、葛南港湾事務所まで来所すること。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。

その届出は、令和六年六月二十五日から十月二十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月二十五日から十月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年六月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スポーツデポ・ゴルフ5千葉ニュータウン店、サンキ千葉ニュータウン店
印西市西の原一丁目一番地三ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之ほか
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四〇号ほか
 - 3 変更前の大規模小売店舗の名称及び所在地
スポーツデポ・ゴルフ5千葉ニュータウン店、カワチ薬品牧の原店、サンキ千葉ニュータウン店
印西市草深字原一、九八六番地一ほか
 - 4 変更後の大規模小売店舗の名称及び所在地
スポーツデポ・ゴルフ5千葉ニュータウン店、サンキ千葉ニュータウン店
印西市西の原一丁目一番地三ほか
 - 5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三ほか
愛知県名古屋市中区児玉三丁目三五番一八号ほか
 - 6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之ほか
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四〇号ほか

- 7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三ほか
愛知県名古屋市中区児玉三丁目三五番一八号ほか
- 8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之ほか
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四〇号ほか

- 9 変更年月日
(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地
令和五年八月三十一日
(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
平成十九年十月一日、平成二十五年五月十九日及び平成二十八年九月二十八日
(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和五年八月三十一日ほか
- 二 届出年月日
令和六年六月四日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スポーツデポ・ゴルフ5千葉ニュータウン店、サンキ千葉ニュータウン店
印西市西の原一丁目一番地三ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之ほか
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四〇号ほか
 - 3 変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一一、七二一平方メートル

4	変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計 九、二六三平方メートル	二	事務所の所在地 木更津市新田一丁目四番四号ラッシングビル二階
5	変更前の駐車場の収容台数 七一九台	三	代表者の氏名 鈴木良昭
6	変更後の駐車場の収容台数 三八〇台	四	免許番号 千葉県知事(一)第一八〇一七号
7	変更前の駐輪場の位置及び収容台数 三一七台	五	免許年月日 令和三年十月五日
8	変更後の駐輪場の位置及び収容台数 一八一台	六	処分の内容 令和六年五月十五日付けで免許取消し
9	変更前の荷さばき施設の位置及び面積 一七四平方メートル		
10	変更後の荷さばき施設の位置及び面積 七〇平方メートル		
11	変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 一二二立方メートル		
12	変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 五二立方メートル		
13	変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 五か所		
14	変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四か所		
15	更新年月日 令和六年三月十三日		
二	届出年月日 令和六年六月四日		
三	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課		
宅地建物取引業法に基づく処分	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、 次のとおり処分した。		
令和六年六月二十五日			
千葉県知事 熊谷 俊 人			
一 商号 株式会社DAISHO			

購読料

本号

一部

一
二
円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇 四 三 (二 二 三) 二 六 五 八